

新潟県輸出錦鯉検査機関認定要領

平成 28 年 9 月 1 日
改正 平成 29 年 5 月 17 日
改正 令和 2 年 5 月 8 日
改正 令和 5 年 2 月 22 日
改正 令和 6 年 10 月 25 日
改正 令和 8 年 3 月 5 日

第 1 趣旨

この要領は、農林水産省が定める輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（以下「基本要領」という。）の別添 1 及び中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領（以下「中国要領」という。）の別添 1 に規定する、水産防疫対策要綱（平成 28 年 7 月 1 日付け 28 消安第 1412 号消費・安全局長通知）において定めるウイルス検査及びウイルス性コイ浮腫症（CEV 病）検査を的確に実施できる能力を有すると都道府県が認める民間機関（以下「認定検査機関」という。）の認定を行うに当たり、認定の基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 認定検査機関

認定検査機関は、原則として新潟県内に本社若しくは支社を置き、法人格を有する民間検査機関、又は公益法人検査機関であり、第 3 の認定基準を満たし、県が適当と認定したものである。

第 3 認定基準

認定に関する審査要件は、新潟県輸出錦鯉検査機関認定基準（別紙）のとおりとする。

第 4 認定の申請

検査機関の認定を申請する者（「以下「申請者」という。）は、申請書（様式 1）に必要書類を添付し、県に提出するものとする。

第 5 審査

- 1 県は、第 4 による申請があった場合は、第 3 の認定基準に基づき適合状況について審査を行う。
- 2 前項の審査は、書面により行うほか、現地調査を実施するものとする。
- 3 申請者は、審査が円滑に行われるよう、協力しなければならない。

第 6 認定等

- 1 県は、審査の結果、申請者が認定基準に適合すると認められるときは、認定検査機関として認定し、様式 2-1 及び様式 2-2 による認定証を交付する。
- 2 県は、申請内容が認定基準に適合しないときは、申請者に認定を行わない旨を通知する。
- 3 なお、県は、申請者を認定検査機関として認定するときは、事前に農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室へ基本要領及び中国要領で示すところにより連絡する。

- 4 県は、申請者を認定検査機関として認定したときは、一般社団法人新潟県錦鯉協議会及び全日本錦鯉振興会新潟地区に対し、認定検査機関認定の情報を提供する。

第7 認定の有効期間

認定検査機関としての有効期間は、認定を行った日から起算して3年間とする。

第8 認定の公表

県は、認定検査機関としての認定を行ったときは、次に掲げる情報等を新潟県のホームページに掲載し、公表する。

- 1 認定検査機関の名称、所在地、代表者氏名、連絡先及び認定技術者
- 2 認定年月日及び有効期間

第9 変更の届出等

- 1 認定検査機関は、第8の1で公表されている事項について変更が生じた場合は、速やかに様式3により県に提出するものとする。
- 2 認定検査機関が、自ら第3の認定基準を満たさなくなると判断した場合、又は検査業務を行わなくなった場合は、様式4により認定辞退の届出を県へ提出するものとする。

第10 実績報告

認定検査機関は、毎年度に係る検査証明書の発行件数を様式5により、翌年度の4月30日までに県に報告するものとする。

第11 認定の取り消し

県は、第9の2の認定辞退の届出があった場合のほか、認定検査機関が第3の認定基準を満たさなくなると認められるとき、その他法令違反等認定検査機関に相応しくない事由が発生したときは、当該認定を取り消すことができるものとする。

第12 認定の更新

- 1 認定検査機関は、既に受けている認定の更新を申請することができる。
- 2 前項の更新を希望する認定検査機関は、有効期間が満了する日の3か月前までに、申請書(様式1)に必要な書類を添付し、県に提出するものとする。
- 3 認定の更新の手続きについては、第5、第6及び第8の規定を準用する。

第13 定期調査

- 1 県は、輸出錦鯉衛生証明の適正な実施を確保するため、認定検査機関に対し、年1回以上、新潟県内水面水産試験場に検体を送付させ、同時検査を行うものとする。
- 2 同時検査で異なる結果が出た場合は、認定検査機関及び新潟県内水面水産試験場で原因を究明することとする。
- 3 上記2で究明された原因が認定検査機関に起因するものであり、その改善が見込めない場合は、第11により認定を取り消すものとする。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 28 年 9 月 1 日から適用する。

この要領は、平成 29 年 5 月 17 日から適用する。

この要領は、令和 2 年 5 月 8 日から適用する。

この要領は、令和 5 年 2 月 22 日から適用する。

この要領は、令和 6 年 10 月 25 日から適用する。

この要領は、令和 8 年 3 月 5 日から適用する。

(経過措置)

本要領施行以前に認定していた認定検査機関の有効期間は、なお従前の例による。

新潟県輸出錦鯉検査機関認定基準

農林水産省が定める輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領の別添1及び中華人民共和国向け輸出錦鯉の衛生証明書発行等に関する取扱要領の別添1に基づく、検査機関の認定基準を次のとおり定める。

- (1) 病原体を扱い検査する施設として必要な構造及び機器が整備されている。
 - ①検査室及び使用機器類が魚病検査以外（食品検査・環境検査等）と区別されている。
 - ②検査室内でサンプルを処理するエリアと検査・分析を実施するエリアが区分されている。
 - ③サンプル及び試薬を保存するための機器（冷蔵庫・冷凍庫・超低温冷凍庫）が備わっている。
 - ④器具を洗浄できる設備（実験器具流し台）がある。
 - ⑤病原体を外部環境へ漏出させずに作業する設備（クリーンベンチ）がある。
 - ⑥扱っている病原体に特異的な汚染除去用具及び滅菌機器（乾熱滅菌器・高圧滅菌器・ガスバーナー）が備わっている。
- (2) コイヘルペスウイルス（KHV）病検査（PCR検査）及びウイルス性コイ浮腫症検査（PCR検査）を実施する施設として必要な機器が整備され、検査体制が整っている。
 - ①PCR関連機器（サーマルサイクラー、遠心分離機等）が備わっている。
 - ②サンプルの保存及び検査手順（作業手順書の整備）が適切に行われている。
 - ③サンプル採取、DNAの抽出、電気泳動の作業場所がそれぞれ隔離され、ピペット等の実験器具の共用がない。
 - ④新潟県内水面水産試験場が実施する技術確認試験に合格している検査担当者を配置している。
- (3) コイ春ウイルス血症（SVC）等検査（培養細胞検査）を実施する施設として必要な機器が整備され、検査体制が整っている。
 - ①細胞培養関連機器（インキュベーター、倒立顕微鏡等）が備わっている。
 - ②サンプルの保存及び検査手順（作業手順書の整備）が適切に行われている。
 - ③国立研究開発法人 水産研究・教育機構又は新潟県内水面水産試験場が実施するSVC等細胞系の評価に合格している。
- (4) その他
 - ①廃棄物について、種類に応じ適切に処理されている。
 - ②実験室バイオセーフティ指針（WHO）のバイオセーフティレベル1，2を参考に施設・機器類の点検を行う。
- (5) 検査テスト
 - ①新潟県内水面水産試験場が送付するPCR検査サンプルのテストに合格する。
 - ②国立研究開発法人 水産研究・教育機構又は新潟県内水面水産試験場が実施するSVC等検査で使用する細胞系の健全性評価に合格する。